

入居者の皆様へ

お 知 ら せ

建築設備（非常用照明） 定期検査の実施について

建築基準法（第 12 条報告・検査）に基づく建築設備（非常用照明）の定期検査を 下記の日程で実施致しますので、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

平成 30 年

5 月 28 日（月）～6 月 22 日（金）

9:30～16:00

（非常照明は、上記時間の内で、30 分程点灯いたします）

- ・ 調査検査箇所は共用階段、及び廊下です。
専有部に立入ることはありません。

連絡先

日興美装工業株式会社・札幌市営住宅窓口センター

0120-846-219

検査担当者 中嶋 繁

080-1974-1282